平成２７年（フ）第１６９号
静岡県浜松市西区篠原町348番地
破産者　有限会社鈴木ハーネス製作所
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県小野市敷地町1438番地
破産者　トーコマ株式会社
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２４４６号
（住民票上の住所）大阪市西成区岸里東１丁目６番21号　エクラ岸里602号
破産者　宮本広宣こと　李　　広宣
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市黒髪町6180番地１、前住所長崎県佐世保市万津町５番５号
破産者　七種タケ子
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市黒髪町6180番地１、前住所長崎県佐世保市万津町５番５号
破産者　七種　一成
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６５２号
埼玉県川口市大字安行領根岸1890番地の５県営川口神根高層団地315号
破産者　小林　秀行
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
さいたま市見沼区大字片柳1446番地１
破産者　加藤　裕之
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
大阪府岸和田市別所町２丁目21番21号、事業所所在地大阪府岸和田市春木本町５－20
破産者　葛城商会こと　小林　貴弘
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
大阪府泉佐野市葵町２丁目７番１号、開始決定時の住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目６番４号
破産者　木村　　一
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
大阪府和泉市いぶき野３丁目１番第２号棟第308号室、開始決定時の住民票上の住所神奈川県横浜市旭区柏町１番地28グレースカシワ201
破産者　森山　富雄
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
奈良県宇陀市榛原内牧396番地の１
破産者　森本　泰央
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
奈良県橿原市石川町448番地の12　ヨーロピアン石川105、前住所奈良県橿原市新賀町526番地　グランヴェルビュ大和八木525号
破産者　古川　伸一
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８１２号
札幌市豊平区平岸４条14丁目５番３－317号
破産者　井上　千恵
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１０号
札幌市中央区南11条西１丁目４番18－602号
破産者　川村　大輔
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
福島県郡山市田村町桜ケ丘２丁目81－１、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字立野字原263番地１、開始決定時の住所福島県郡山市八山田３丁目174番地　第二イトーキハイツ６－103号
破産者　愛沢ひとみ（旧姓髙山・丸山）
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６８１号
埼玉県北本市中丸４丁目194番地　ポポラリタパラッツオ101
破産者　牧野　憲彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
川崎市高津区向ヶ丘164番地２　セレーノ303、開始決定時の住所川崎市高津区下作延３丁目１番15－403号　フィールドグレイ
破産者　澤田　昌代
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
川崎市高津区北見方２丁目15番23号
破産者　柏木　光一
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係